



## 前納者には報奨金を

固定資産税第一期 税一二期分二十日までに納めて下さい

(固定資産税第一期 分の納期限)

昭和三十年度分の固定資産税徴税令書と一期分の納付書をたゞいま連絡員から配付しておりますので「四月三十日」までに納めて下さい。

「納期限は四月三十日」ですが、月末は混み合いますので、早めに市役所または近くの郵便局や銀行などで納めて下さい。

（税額の算定）賦課期日（毎年1月1日）

現在の土地、家屋及び賃貸産の所有者につきその資産を調査のうえ、価額を評価し、この評価額を登載した固定資産課税台帳を三月一日から二十日間関係者の手帳に供しましたが、税額はこの価額を課税標準としてあります。

これに「百分の一・五」の税率を乗じて算定しました。この税額算定の基礎となつた資産の価額や各期別ごとの税額、また納期等は配付しました。徴税令書に記載してあります。

（固定資産税の免稅點）現在の土地、家屋を所有されていいる方でも、その所有する全額、金筆の合計評価額がそれ一万円に満たない場合は課税しません。

（前納者には報奨金）これまで改訂にいたしました。この報奨金の額は第一期

なりました。従つて四月分から改訂金で徴収することになりますのでお知らせいたします。

（定期的に驅除しましょう）定期的に駆除しましょう。

所敏行牧集岡印刷工業社  
所役人正所行發小編印新苦小牧印

「フエノジアジン」で  
「綿羊、豚、鶏の虫下しには

畜産へ

○資産割：昭和二十九年度  
△分固定資産税額の百分比  
△保険者均等割：一人について五五〇円  
△世帯別平等割：一世帯について二五〇円  
△二期分以降の特別徴収税の月数を乗じて得た額です。（この月に一月末満期の端数のある場合は、十四日以下は切捨て、十五日以上は一月とする。）

○二期分は税額の「八分相当額」

○三期分は税額の「八分相当額」

○四期分は税額の「一割相当額」

○相当額

○三期分は税額の「三分相当額」

○四期分は税額の「一割相当額」

○相当額

○二期分は税額の「三分相当額」

○三期分は税額の「八分相当額」

○四期分は税額の「一割相当額」

○相当額

